【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月20日
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　西久保　慎一
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　有森　正和
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　有森　正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権（通常型ストック・オプション）の発行について、平成26年６月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）銘柄

スカイマーク株式会社　第14回新株予約権

（２）発行数

8,436個（新株予約権１個につき普通株式100株。ただし、（５）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

（３）発行価額

無償とする。（本件新株予約権につき金銭の払込を要しない）。

（４）発行価額の総額

未定

（５）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 843,600株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

（６）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、東京証券取引所における当社普通株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における当社普通株式の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はその直近日の終値）を下回る場合は、その終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（７）新株予約権の割当日

平成26年７月４日

（８）新株予約権の権利行使期間

平成28年７月４日から平成33年７月３日まで

（９）新株予約権の行使の条件等

① 新株予約権の割当を受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職の場合には（８）に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、または退職のどちらか遅い時点から２年間に限り権利行使できるものとする。

③　新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続はこれを認めない。
④その他の条件については、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（10）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切上げる。残額は、資本準備金に組入れるものとする。

（11）新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡はできないものとする。

（12）新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社従業員2,109名 8,436個

（13）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合の当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

（14）勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容
当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（15）新株予約権の取得事由
①当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
②新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、権利を行使する条件に該当しなくなる日をもって、当社は、無償で新株予約権を取得することができる。

（16）新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

以　上